業務委託仕様書

京都市立京都工学院高等学校校舎改修に係る
基本計画策定業務委託に関する公募型簡易プロポーザル

京都市教育委員会

第１章　基本計画策定業務概要等

１　委託業務名

京都市立京都工学院高等学校校舎改修に係る基本計画策定業務委託

２　委託期間

契約の日の翌日から令和９年５月３１日まで

ただし、第３章２０に示す中間成果品の部分引渡しを求める。

３　委託の趣旨

本業務は、京都市立京都工学院高等学校において、文部科学省「N-E.X.T.ハイスクール事業」の構想の実現に向けた校舎改修基本計画を策定することを目的として実施するものである。

Society 5.0 時代に対応した理数・工業教育の高度化や、実社会の課題解決を起点とした学びへの転換を踏まえ、教育内容と施設機能の一体的な再構築を図る。

そのため、施設の現状及び課題を的確に把握・整理した上で、教育活動の高度化・多様化に対応した空間整備の方向性を検討する。

また、必要な教育環境を確保するため、既存施設の改修・再編及び増築の可能性を検討し、教育的効果、実現可能性及び費用対効果等を踏まえた整備内容及び整備手法を整理する。

あわせて、事業実施の実現性を確保するため、概算事業費及び整備スケジュールを含めた計画を策定し、今後の施設整備の指針を明確化する。

４　計画対象施設の概要

⑴　京都市立京都工学院高等学校

ア　概要（現況）

(ｱ) 施設用途　　高等学校
(ｲ) 施設所在地　　京都府京都市伏見区深草西出山町 23 番地
(ｳ) 校地面積　　69,382 ㎡
(ｴ) 建物敷地面積　　17,883 ㎡
(ｵ) 運動場面積　　18,448 ㎡
(ｶ) その他面積　　33,051 ㎡

イ　都市計画制限等

(ｱ) 区域区分　市街化調整区域
(ｲ) 建ぺい率　60％（市街化調整区域）、30％（風致地区による）
(ｳ) 容積率　100％
(ｴ) 防火地域　法 22 条区域
(ｵ) 景観保全　風致地区第２種地域、深草・稲荷特別修景地域、歴史的風土保存区域

※上記及びその他の制限については、受注者が最終確認すること。

ウ　主な敷地内建築物（基本計画の中で整備箇所は検討する。配置は別紙平面図参照）

棟名称	構造・階数	校地面積	建築年
中央棟	鉄筋コンクリート造 5 階建て	6,524 ㎡	昭和 63 年
南教室棟	鉄筋コンクリート造 3 階建て	1,108 ㎡	昭和 63 年
北教室棟	鉄筋コンクリート造 3 階建て	1,109 ㎡	昭和 63 年
東棟	鉄筋コンクリート造 4 階建て	6,104 ㎡	昭和 63 年
アリーナ棟	鉄筋コンクリート造 3 階建て	4,725 ㎡	昭和 63 年
クラブボックス	鉄筋コンクリート造 1 階建て	260 ㎡	昭和 63 年
西館	鉄筋コンクリート造 3 階建て	2,093 ㎡	平成 8 年
特別教室棟	鉄筋コンクリート造 2 階建て	243 ㎡	平成 24 年
クリエイトキューブ	鉄筋コンクリート造 3 階建て	882 ㎡	平成 28 年
北館	鉄筋コンクリート造 2 階建て	754 ㎡	平成 28 年

エ　児童生徒数及びクラス数（令和８年度）

(ｱ) 生徒数 690 人

(ｲ) 21 クラス

5　整備スケジュール（予定）

令和８年度から９年度	基本計画
令和９年度	基本設計及び実施設計
令和９年度から令和 10 年度	施工

6　工事費

4.5 億円まで（消費税 10％を含む。）

※ 是正工事費を含む。

※ 上記金額は、京都市会の予算審議を経ていないため、確定しているものではない。

7　本業務の概要

⑴　計画概要

ア　計画の目的

京都市立京都工学院高等学校は、文部科学省の N-E.X.T.ハイスクール事業の改革先導拠点校として採択され、先進的な教育の実践に取り組むこととしている。本計画は、同事業に係る構想の実現に向け、教育活動を支える施設・設備の整備内容及び整備手法を具体化するものである。

計画の策定に当たっては、本市との十分な協議の下、教育的効果、将来展開性及び費用対効果を踏まえ、実効性の高い施設整備の方針を取りまとめる。

イ　整備する教育環境及び施設・設備

現時点で想定する主な整備内容は以下のとおり。ただし、具体的な整備内容及び範囲は、下記に限定されず、各機能に必要な条件や既存施設の状況等を踏まえ、本計画において整理するため、下記の例に囚われず、学校要望を十分に聞き取り、事業効果を最大にする整備内容を幅広く提案・検討することとする。

（ア）フロンティア・ラボ

分析機器や発酵・培養装置を備えた実験室を想定し、給排水設備、電源増設、必要に応じて温度・湿度管理等の環境整備、壁の撤去による大教室化及び内装改修等を検討する。

（イ）プロジェクト・スタジオ

複数種の 3D プリンタやレーザーカッター、検査機器等を備えた試作室を想定し、電源増設、耐荷重強化、給排水設備及び内装改修等を検討する。

（ウ）デジタル Hub（ハブ）

モーションキャプチャ等を活用した動作分析や撮影・編集ができるデジタルスタジオを想定し、床面改修、カメラ設置用フレームの取付け及び間仕切りの設置等を検討する。

（エ）既存教室の改修等

既存の特別教室（理科室）について機能や使い勝手の向上を検討するほか、既存の多目的室や普通教室についても、防音性を向上させたり、複数教室を接続しての大教室化や、実験台を追加できないかなど、現在の施設の機能向上について、検討する。

ウ　整備手法の検討及び方針の決定

施設整備は既存施設の改修を基本とし、必要に応じて増築を組み合わせる手法についても検討する。増築については、敷地条件、法令や配置上の制約、概算事業費及び整備スケジュール等を踏まえ、実現可能性を検討し、可能ならば提案を行う。検討結果は中間成果物として取りまとめ、本市と受注者との協議により、その後の検討方針を決定する。

増築が困難と判断される場合は、その理由を整理した上で、既存施設の改修のみで必要な

機能を確保するための整備手法を検討する。

なお、計画内容に応じて、既存建築物の耐震性能及び構造安全性への影響を検討すること。特に、壁の撤去による大教室化、設備機器の設置、増築等については、必要な構造的検証を行い、基本設計及び実施設計へ円滑に引き継げるよう構造計画検討書として整理すること。

エ　学校活動との両立

改修期間中も学校活動が継続されることを前提に、生徒及び教職員の安全確保と、教育活動への影響の低減を図る。このため、各整備内容の施工条件や学校運営上の制約等を踏まえ、教育活動への影響を可能な限り抑えた工程計画を策定する。

⑵　業務フロー

①　諸条件の整理

既存施設、学校要望、法令及び制約条件（竣工時期を含む。）を整理する。

②　整備内容の設定（スケジュールを含む。）

諸条件を整理しつつ、令和10年度竣工を前提としたスケジュールも考慮しながら、整備内容を設定する。

整備内容の設定に当たっては、N-E.X.T.ハイスクール事業で導入予定の物品に必要となる電気容量を試算し、対応する計画とすること。

③　増築の実現可能性の検討及び中間成果物の提出

増築について、敷地条件、法令上及び技術上の制約、配置上の制約、費用、スケジュール並びに学校運営への影響等を整理し、その実現可能性を検討する。

検討結果を中間成果物として取りまとめ、本市に提出する。本市は、中間成果物の内容及び受注者との協議を踏まえ、増築を含む整備の検討を継続するか、増築を行わない前提で整備の検討を進めるかを判断する。

増築を行わない方針となった場合は、その理由を整理するとともに、既存施設の改修・再編等により必要な機能を確保するものとする。なお、この場合においても、計画する改修等に関係する法令適合性及び既存不適格事項等について、基本計画に必要な範囲で整理するものとする。

④　整備内容の検討・概算事業費の算定

中間成果物の確認結果を踏まえ、整備内容について、機能、安全性、経済性及び施工性等の観点からさらに精査するとともに、概算事業費を算定する。

なお、必要に応じて複数案を比較検討するものとするが、すべての改修箇所及び設備項目について、一律に複数案を作成するものではなく、本市との協議に基づくものとする。

⑤　整備案の選定

関係者との協議を踏まえ、基本計画として採用する整備内容を決定する。

⑥　事業スケジュールの詳細化・内容確定

設計・工事、段階整備、仮設対応等を踏まえ、事業スケジュールを具体化する。学校活動への影響を最小限とする工夫を図り、実施する工事内容を最終決定する。

第２章　業務の範囲

基本計画策定業務は、一般業務と追加業務とし、内容及び範囲は次による。

１　一般業務

一般業務の内容は、令和６年国土交通省告示第８号別添一に定める標準業務を準用するものとし、範囲は別表１「基本計画業務委託の範囲」のとおりとする。

２　追加業務

追加業務の内容は、以下の⑴～⑶に掲げるとおりとする。

⑴　現行法令への適合性の確認と提案（上記第１章　７　⑵③増築の実現可能性の検討及び中間成果物の提出に必要な範囲の調査を実施し、増築を実施する方針となった場合には、さらに以下の詳細を検討することとする。）

ア　敷地内建築物の調査

対象施設の敷地内にある全ての建築物（倉庫及び塀等を含む。）について、現地調査及び既存図面の確認等により設置状況を確認する。

イ　法令適合の判定

対象施設敷地内の全ての建築物について、建築物が遵守すべき法令（建築基準関係規定）への適合性について、「現行法令適合」、「既存不適格」、「その他」の３つの観点から、建築物ごとに判定する。

なお、計画対象建築物については、建築基準法の集団規定及び単体規定に係る調査を、計画対象建築物以外の建築物については、集団規定及び増築に必要な範囲の単体規定に係る調査を行うこと。

ウ　法令適合方法の整理

「既存不適格」又は「その他」と判定された建築物については、関係部署と十分に協議を行い、その都度協議録を作成のうえ、法令に適合するための改修方法や撤去の要否等を建築物ごとに具体的に提案し、基本設計・実施設計にスムーズに引き継げるように整理すること。

エ　石綿含有建材の使用状況の調査

既存図等に基づき、改修等を行う範囲において、石綿を含有している可能性がある建材の使用状況の調査を行う。

オ　木材利用量に係る資料の作成

本計画において利用を見込んでいる木材利用量の概数を求め、「京都市公共建築物脱炭素仕様」に記載の利用目標を達成しているかを確認する。

⑵　工事仮設計画及び工事スケジュールの立案

対象施設の基本計画に共通する基本的な改修の手法、工事範囲、工事区画の方針、工事動線等について整理し、工事スケジュールを作成すること。

なお、工事スケジュールについては、週休二日制が達成できるよう考慮すること。

⑶　その他

業務委託仕様書に記載されているもののほか、本業務に必要であり、本市が指定した事項。

第３章　業務の実施

１　業務の着手

受注者は、契約締結後７日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、受注者が業務の実施のために、本市の置く監督員との打合せを開始することをいう。

２　業務条件

受注者は、次の条件を遵守すること。

⑴　第１章、第２章の内容、適用基準図書及び別紙の各資料に基づき、業務を行うものとする。

⑵　監督員と十分に連絡を取りながら業務を進めるとともに、主な基本計画策定方針等については、監督員の指示又は承諾を得る。

⑶　各種関係法令及び基準等を遵守する。

⑷　業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

⑸　受注者は、計算書に、計算に使用した理論、公式及び適用基準等並びにその計算過程を明記するものとする。また、工事費の算定においては根拠を明らかにすること。

⑹　受注者から引渡しを受けた成果品に関する一切の権利は、本市に帰属する。

⑺　建築、電気、機械の各計画や計算書その他説明書等に相違がないように精査する。

⑻　管理技術者は、建築、電気、機械の全てについて、常に進捗状況を把握し、提出した業務工程表に示した工程を厳守すること。万一遅れが生じる場合は、その理由と修正した業務工程表を書面で提出し、履行期間を厳守すること。

３　電子納品

⑴　本業務は、電子納品の対象業務とする。電子納品は、「京都市都市計画局電子納品（建築設計

業務）要領(案)」に基づいて行うものとする。本業務の電子納品対象書類は、成果物の全てとする。

⑵　図面等をＣＡＤにより作成する際は、建築ＣＡＤ図面作成要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の最新版により作成するものとし、レイヤの構成は、この作成要領(案)のレベル２を満足すること。

⑶　電子納品の成果物は、電子媒体（ＣＤ－Ｒ又はＤＶＤ－Ｒ）で正・副各１部（計２部）提出すること。

⑷　電子納品の成果物の提出の際には、電子成果物作成支援・検査システム（国土交通省大臣官房官庁営繕部）により、エラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを行い、ウイルスが存在していないことを確認したうえで提出するものとする。

⑸　その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、監督員と受注者で協議のうえ決定する。

4　適用基準等

業務の遂行に当たっては、第３章２の業務条件、第３章１１の貸与品等によるほか、次の内容が記載された国土交通省大臣官房官庁営繕部、国土交通省住宅局建築指導課、その他官公署監修の図書を熟知し、適切に行うものとする。適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

⑴　建築

ア　設計指針に関するもの
イ　設計図書作成に関するもの
ウ　各部設計の指針に関するもの
エ　設計図書の一部として作成されているもの
オ　積算に関するもの
カ　耐震診断、耐震改修設計及び土砂災害対策に関するもの
キ　その他
（ア～キの詳細は、別表３「適用基準図書の一覧」による。）

⑵　設備

ア　設計指針に関するもの
イ　設計図書作成に関するもの
ウ　設計図書の一部として作成されているもの
エ　積算に関するもの
オ　その他
（ア～オの詳細は、別表３「適用基準図書の一覧」による。）

5　特殊な工法等

受注者は、特殊な工法、材料及び製品等を採用しようとする場合には、あらかじめ監督員と協議し、承諾を受けること。

6　提出書類等

⑴　受注者は、契約締結後、次の書面を速やかに提出しなければならない。

ア　業務工程表　１部
イ　管理技術者等届（経歴書を含む。）　１部
ウ　協力事務所がある場合は、その事務所概要と担当技術者名簿　１部
エ　その他監督員が必要に応じ指示するもの

⑵　受注者は、業務完了時に次の書面を速やかに提出しなければならない。

ア　完了通知書　１部
イ　成果物納入届　１部
ウ　請求書　１部

エ　その他監督員が必要に応じ指示するもの

⑶　受注者は、その他本市の求めに応じ、必要な書類を提出しなければならない。

7　再委託

業務委託契約書（以下「契約書」という。）第１１条第１項に規定する主たる部分は、業務統括（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理）及び建築計画に係る業務とし、これらの業務は再委託してはならない。

8　特許権等の使用

受注者は、特許権等の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

9　監督員

⑴　契約書第１４条第２項で定める監督員の権限は、同項各号に掲げるとおりとする。

⑵　本業務の監督員は、京都市都市計画局公共建築部の技術支援に基づき、京都市教育委員会事務局職員（専門主事及び担当職員）が行う。

10　管理技術者及び計画策定担当主任技術者等の選定

本業務に当たっては、管理技術者、計画策定担当主任技術者（建築計画策定担当者）、電気計画策定担当者及び機械計画策定担当者（以下「管理技術者等」という。）を選定し、その者の下に行わなければならない。また、管理技術者等については、書面により届け出て、本市の承諾を得るものとする。

なお、管理技術者等の資格要件は、下記によるものとする。

⑴　管理技術者の資格要件

受注者は、業務遂行に当たって、実務経験が豊富であり、誠実かつ責任感のある管理技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて本市に提出し、承諾を得るものとする。

管理技術者は、自社の社員から選定するほか、基本計画において建築・電気・機械の計画趣旨及び内容を総括的に反映できる者とし、一級建築士資格取得後５年以上の実務経験を有する者でなければならない。また、管理技術者は、下記⑵アに掲げる計画策定担当主任技術者を兼ねることができない。

なお、業務履行期間中において、その者が管理技術者として著しく不適当であると本市が認めた場合は、受注者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

⑵　受注者は、次に掲げる計画策定担当主任技術者、電気計画策定担当者及び機械計画策定担当者を選定しなければならない。また、計画策定担当主任技術者は、自社の社員から選定しなければならない。ただし、電気計画策定担当者及び機械計画策定担当者は、自社又は協力事務所の社員から選定することができる。

なお、業務履行期間中において、同担当者が業務を担当するに当たり、著しく不適当であると本市が認めた場合は、受注者は、速やかに適正な措置を講じるものとする。

ア　計画策定担当主任技術者（建築計画策定担当者）（次の(ｱ)～(ｴ)のいずれかに該当する者）

(ｱ)　１級建築士資格取得後２年以上の建築設計実務経験を有する者

(ｲ)　２級建築士資格取得後７年以上の建築設計実務経験を有する者

(ｳ)　大学(専門課程)卒業後７年以上の建築設計実務経験を有する者

(ｴ)　上記(ｱ)～(ｳ)のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

イ　電気計画策定担当者（次の(ｱ)～(ｷ)のいずれかに該当する者）

(ｱ)　設備設計１級建築士又は建築設備士で電気設備設計の実務経験を有する者

(ｲ) １級建築士資格取得後５年以上の電気設備設計実務経験を有する者
(ｳ) １級電気工事施工管理技士資格取得後３年以上の電気設備設計実務経験を有する者
(ｴ) 電気主任技術者資格取得後３年以上の電気設備設計実務経験を有する者
(ｵ) 大学(専門課程)卒業後７年以上の電気設備設計実務経験を有する者
(ｶ) 高等学校(専門課程)卒業後８年以上の電気設備設計実務経験を有する者
(ｷ) 上記(ｱ)～(ｶ)のいずれかのものと同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

ウ　機械計画策定担当者（次の(ｱ)～(ｷ)のいずれかに該当する者）
(ｱ) 設備設計１級建築士又は建築設備士で機械設備設計の実務経験を有する者
(ｲ) １級建築士資格取得後５年以上の機械設備設計実務経験を有する者
(ｳ) １級管工事施工管理技士資格取得後３年以上の機械設備設計実務経験を有する者
(ｴ) 空調衛生工学会の設備士資格取得後３年以上の機械設備設計実務経験を有する者
(ｵ) 大学(専門課程)卒業後７年以上の機械設備設計実務経験を有する者
(ｶ) 高等学校(専門課程)卒業後８年以上の機械設備設計実務経験を有する者
(ｷ) 上記(ｱ)～(ｶ)のいずれかのものと同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

11　貸与品等

契約書第２１条第１項に定める貸与品等は、次のとおりとする。

品名	数量	引渡場所	引渡時期	返却時期
既存図面 （本市にて保管分のみ。）	1	教育環境整備室	受注時	業務完了時
計画通知、検査済証及び各種許認可申請書の副本 （本市にて保管分のみ）	1			
地質調査報告書又はボーリングデータ集抜粋 （本市にて保管分のみ）	1			
建築基準法第１２条に基づく定期点検報告書	1			
消防設備点検報告書	1			
耐震診断結果報告書	1			
自家用電気工作物点検報告書	1			
受水槽・高架水槽の水質及び外観検査報告書	1			

12　支払条件

委託料は、以下の条件で支払う。ただし、前払金の支払いは、受注者からの請求に基づき支払う。なお、部分引渡しに係る委託料の支払いは行わない。

⑴ 前払金
委託料の３０％以内とする。

⑵ 部分払
部分払は行わない。

⑶ 完了払
完了後に支払う。

13　部外折衝等

⑴ 受注者は、業務に先立ち現地調査を行い、現況を十分に把握するとともに、特筆すべき内容は、監督員に書面により報告する。

⑵ 受注者は、業務の実施に当たって、関係官公署等と部外折衝を要する場合は、速やかに監督

員に書面により報告し、その指示に従い処理する。
また、必要な申請業務は、受注者が行うものとする。

14　打合せ及び打合せ記録

受注者は、監督員及び関係官公署等との打合せを行った場合は、速やかに打合せ記録を作成し、その都度監督員に提出すること。業務終了時には、全ての記録をファイルにまとめ提出すること。

15　条件変更等

受注者は、契約書第２３条第１項各号の一に該当する事実を発見したときは、同項の規定により、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

16　一時中止

本市は、受注者が契約書及び設計図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、必要と認めた場合は、契約書第２５条第２項の規定に基づき、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

17　履行期間の変更

受注者は、契約書第２８条第１項の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合は、延長理由、修正した業務工程表及びその他必要な資料を監督員に提出しなければならない。

18　修補

受注者は、検査に合格しなかった場合は、契約書第３７条第５項の規定に基づき、直ちに修補をしなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、監督員を通じて、検査員（検査担当主事）の指示に従うものとする。

19　成果物

⑴　成果物の図面は、原則として第２原図としてはならない。なお、やむを得ず使用する場合は、監督員の承諾のうえ、青焼後の判読が容易で、設計変更等による加筆・修正が行えるものとする。

⑵　引渡しの成果物を、機械で読み取ることができる媒体によって提出することを指定された場合の著作権も、本市に無償で譲渡する。

⑶　業務完了後１０年間は受注者において成果物の設計図書等の写しを保存する。ただし、監督員が保存の必要がないとして指示した場合は、この限りではない。

⑷　設計図書において、使用する製品（グレードを含む。）や工法等を定める場合は、一般名称、標準仕様書に基づく種別、ＪＩＳ規格及びＪＡＳ規格の型番等の記載によることを原則とするが、これらの記載だけでは製品等を特定することが困難な場合又は設計図書の作成が著しく非効率となる場合に限り、以下に従い、参考として製造者（メーカー）名及び型番等を記載することができる。

ア　原則、記載する製造者数は３者以上とし、記載した製造者の少なくとも１者以上の型番等を記載する。

イ　製造者名及び型番等を記載する場合は、同等品以上の採用を認める旨の注書を併記する。ただし、設計上の理由で製品等を指定（特定）する必要がある場合は、この限りでない。

⑸　受注者は、次項に部分引渡しの指定がある場合又は監督員が指示し、これを承諾した場合は、履行期間途中においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。

⑹　基本計画期間終了後においても、基本設計又は実施設計を進めていくうえで、準拠基準に適合しないなど成果物に不備があると認められたときは、受注者の負担により、責任を持って適正な成果物となるよう修正を行うこと。また、成果物から判断しがたい事由について、本市から受注者に対し、質疑等を行った場合は、誠意を持って速やかに対応すること。

20　部分引渡し

契約書第４４条第１項に規定する指定部分は、次のとおりとする。

品名	数量	引渡し期日
増築計画検討計画（案）（法令調査結果及び既存校舎等への影響・増築部分の配置・平面計画等）	1	令和９年２月１９日（金）
既存校舎の改修計画書（案）（改修範囲と改修仕様・内容等）	1	
基本計画書（案）	1	令和９年４月３０日（木）
設備計画検討書（案）	1	
構造計画検討書（案） ※検討を行った場合のみ	1	
日影図（案） ※増築を行う方針となった場合のみ	1	

※　上記資料（最終成果品を除く。）については、それぞれ案を期日までに提出すること。

※　案を提出後、監督員と協議のうえ、方針の再検討、工事費の調整等の必要な修正を行うこと。

21　検査及び引渡し

⑴　業務の完了を確認するための検査日時及び検査を行う場所は、受注者の業務完了通知が提出された後、検査員（検査担当主事）が決定する。

⑵　受注者は、あらかじめ成果物を整備のうえ、決定された検査日時及び検査場所にて、業務の完了を確認するための検査を受ける。

⑶　前号の検査は、受注者の立会いのうえ、次に掲げる事項について行うものとする。

ア　成果物の検査

イ　業務管理状況の検査（業務の状況について打合せ記録等により検査を行う。）

⑷　受注者が引き渡す成果物は、別表２「基本計画引渡し成果物」のとおりとする。

22　引渡し前における成果物の使用

本市は、受注者の承諾を得た場合は、契約書第３９条第１項の規定により、引渡し前においても、成果物の全部又は一部を使用することができる。

23　その他

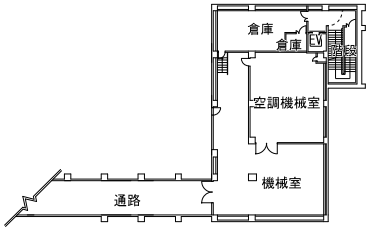
この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受注者と本市の間で協議を行うものとする。

24　問合せ

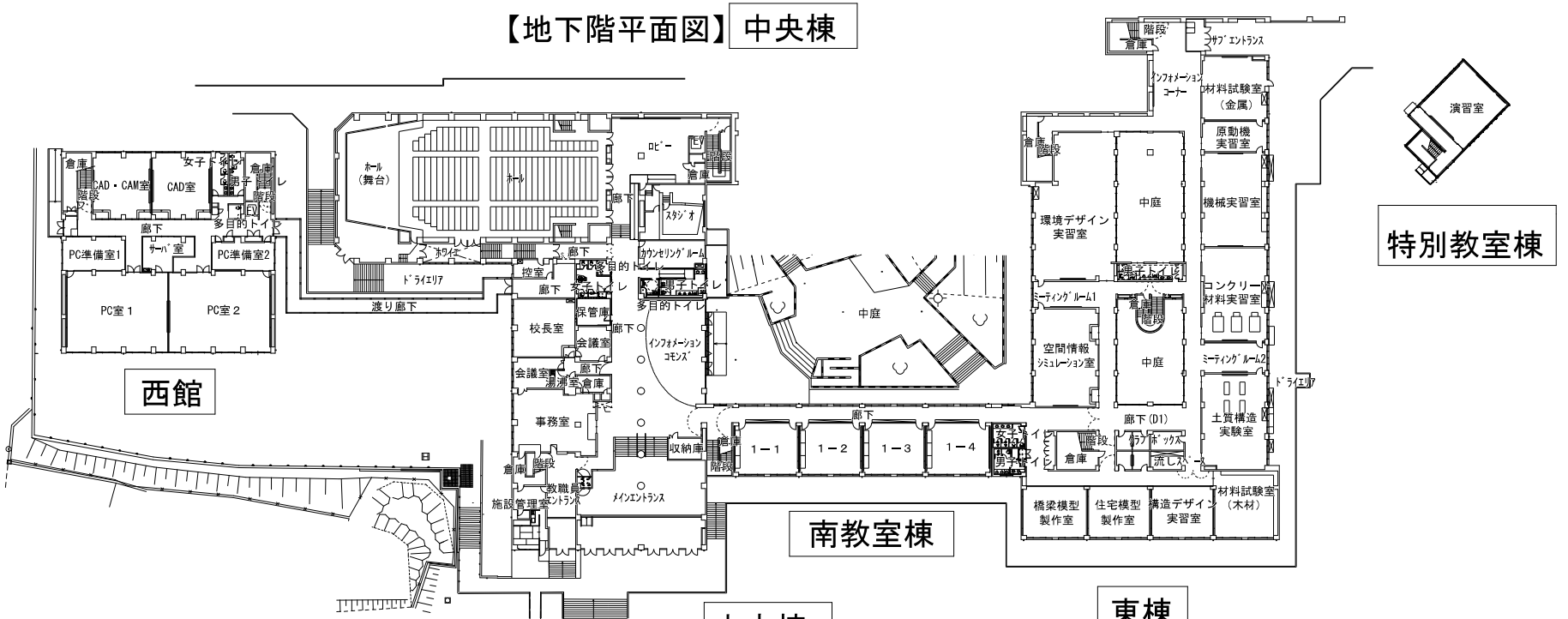
京都市教育委員会事務局教育環境整備室計画調整担当（秋山（あきやま）、今井（いまい））

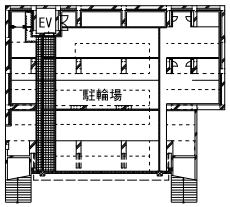
電話　０７５－２２２－３７９６、ＦＡＸ　０７５－２５６－３９４７

別紙：平面図

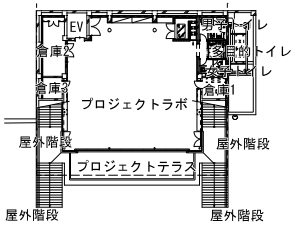


【地下階平面図】中央棟

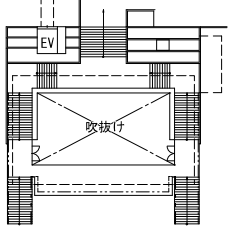




【地下階平面図】



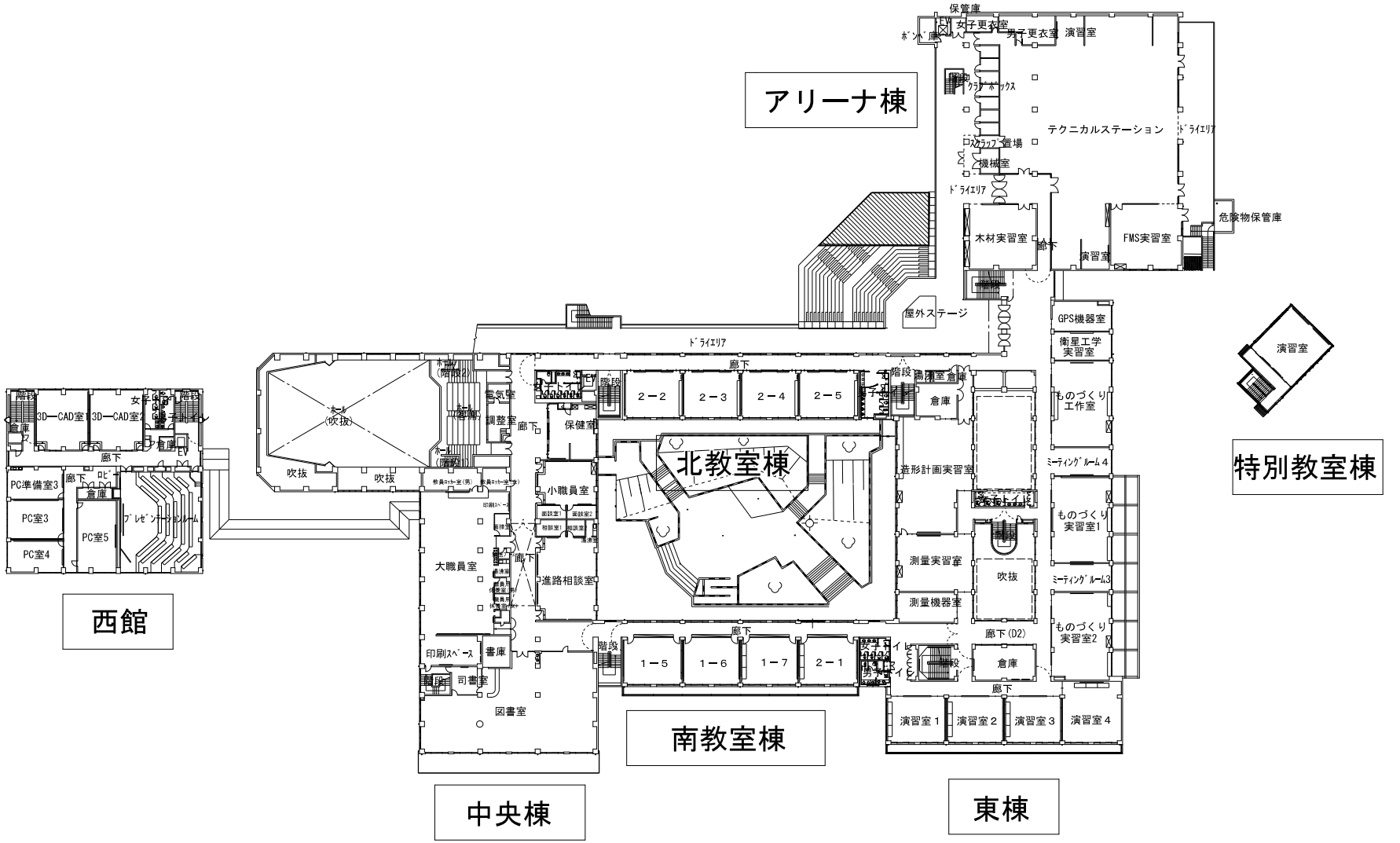
【1階平面図】



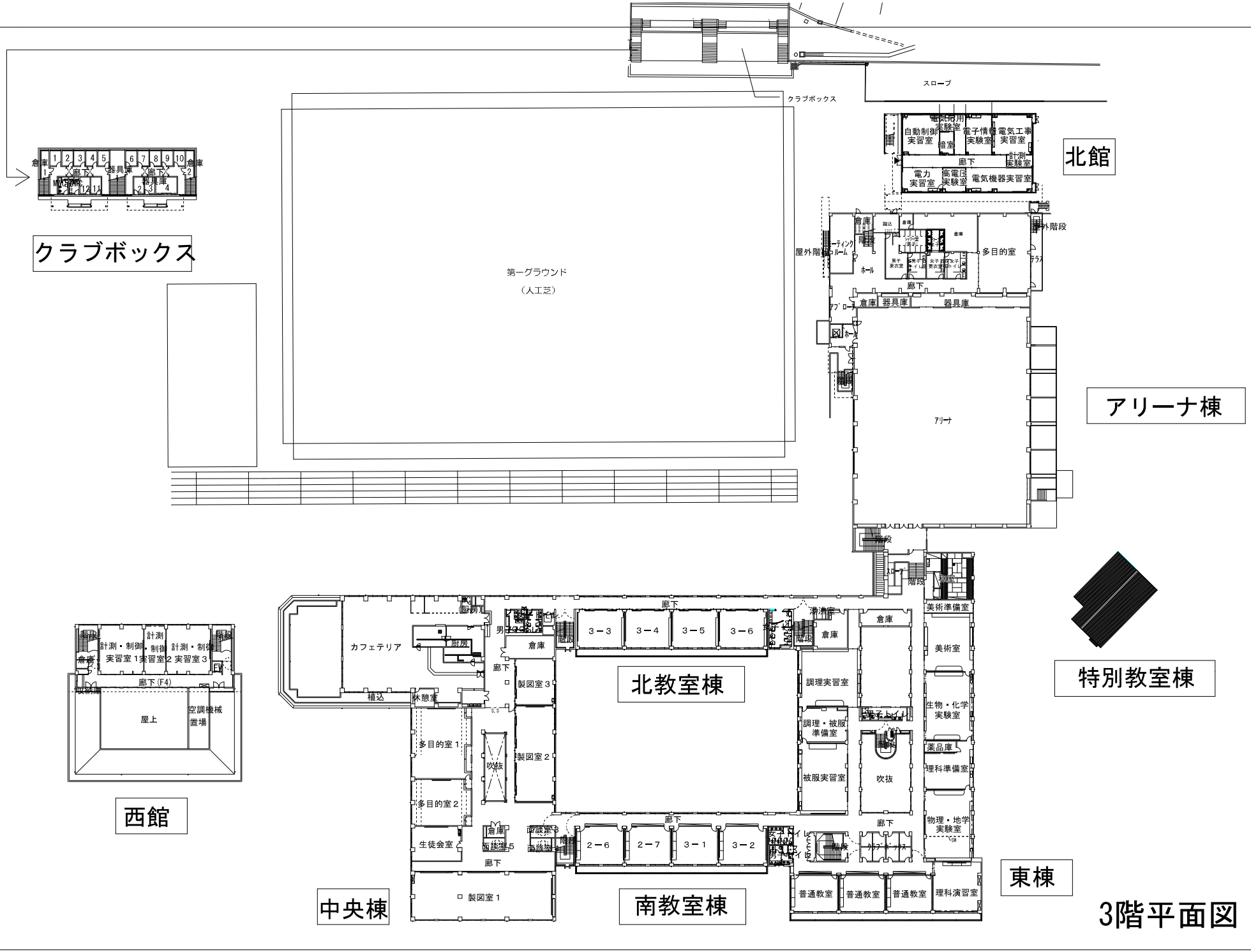
【2階平面図】

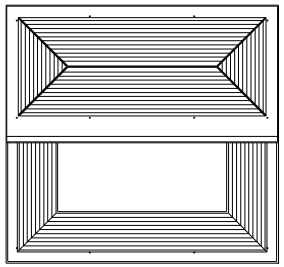
クリエイトキューブ

【1階平面図】

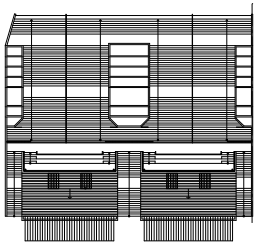

アリーナ棟
保管庫
女子更衣室
男子更衣室
演習室
ボンベ庫
クラブボックス
テクニカルステーション
ドライエリア
スクラップ置場
機械室
ドライエリア
危険物保管庫
木材実習室
廊下
FMS実習室
演習室
屋外ステージ
GPS機器室
衛星工学実習室
ものづくり工作室
ミーティングルーム4
ものづくり実習室1
ミーティングルーム3
ものづくり実習室2
廊下
階段
2－2
2－3
2－4
2－5
倉庫
倉庫
造形計画実習室
測量実習室
吹抜
測量機器室
廊下(D2)
倉庫
廊下
演習室1
演習室2
演習室3
演習室4
南教室棟
北教室棟
吹抜
(吹抜)
吹抜
階段(2)
電気室
調整室
廊下
保健室
小職員室
面談室
面談室2
相談室1
相談室2
大職員室
進路相談室
廊下
印刷スペース
書庫
司書室
図書室
階段
1－5
1－6
1－7
2－1
中央棟
3D—CAD室
3D—CAD室
女子
階段
倉庫
廊下
EV
廊下
ロビー
倉庫
PC準備室3
PC室3
PC室4
PC室5
プレゼンテーションルーム
西館
演習室
特別教室棟
東棟

2階平面図

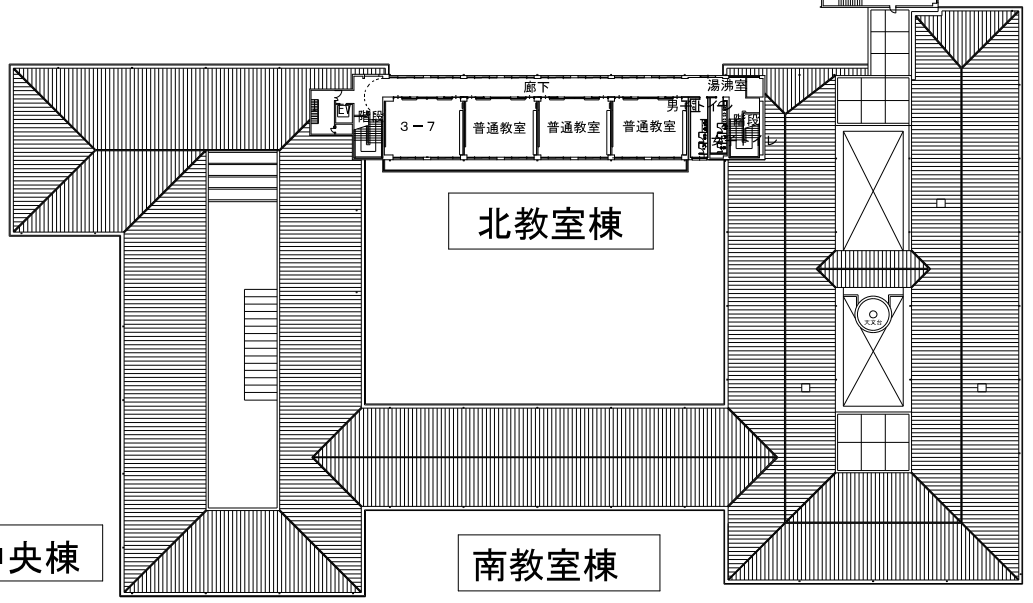

クラブボックス
第一グラウンド
（人工芝）
スロープ
北館
アリーナ棟
特別教室棟
北教室棟
南教室棟
中央棟
東棟
西館
3階平面図



西館



クラブボックス

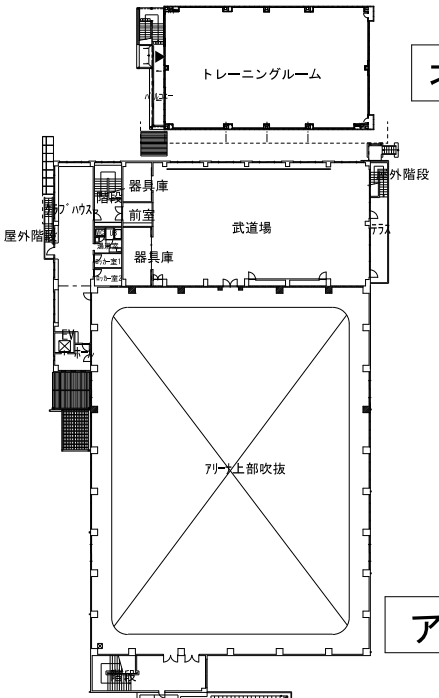


北教室棟

中央棟

南教室棟

東棟

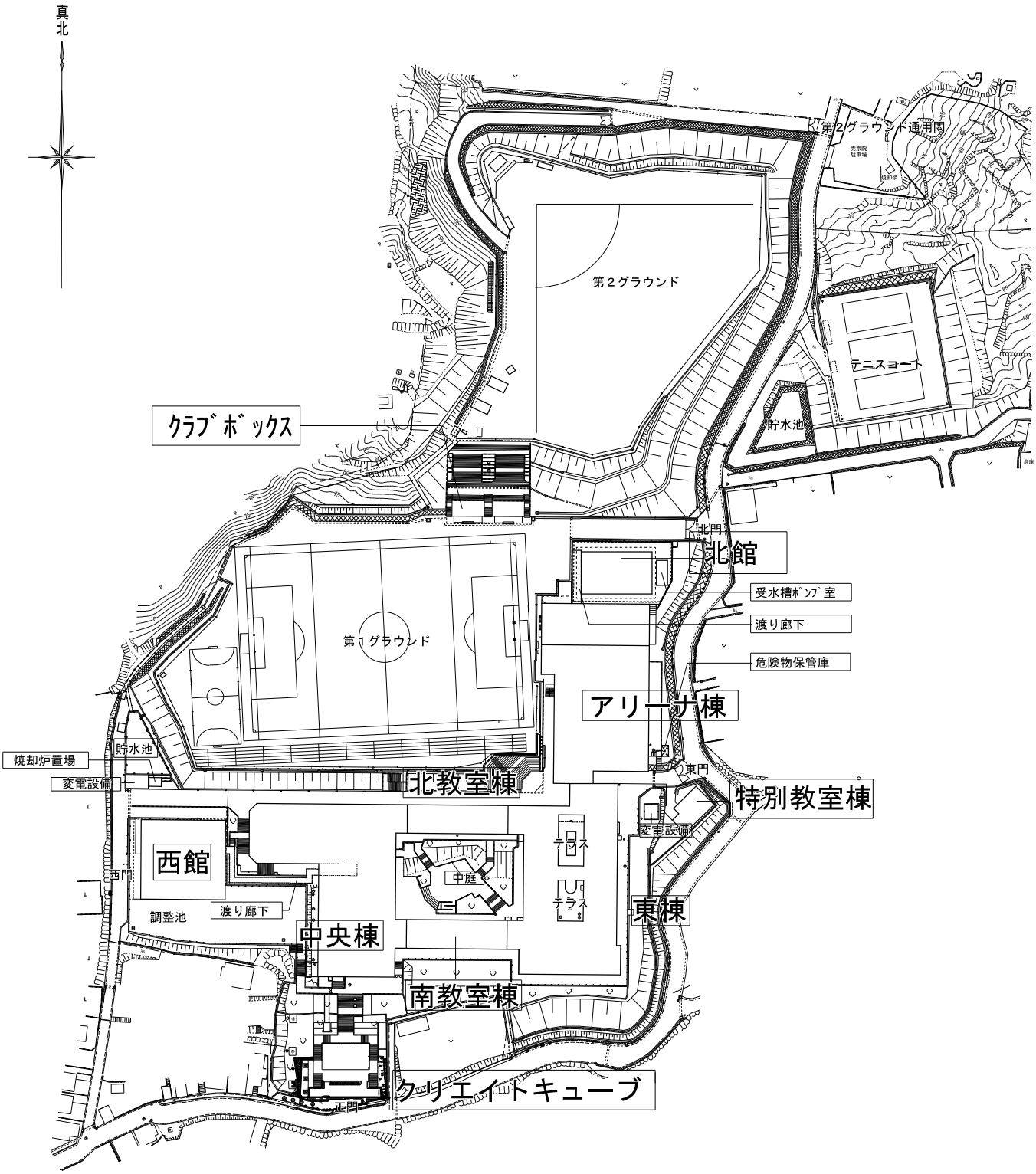


北館

アリーナ棟

4階平面図

全体配置図


真北
第２グラウンド
第２グラウンド通用門
テニスコート
貯水池
ｸﾗﾌﾞﾎﾞｯｸｽ
北門
北館
受水槽ﾎﾟﾝﾌﾟ室
渡り廊下
危険物保管庫
第１グラウンド
アリーナ棟
焼却炉置場
貯水池
変電設備
北教室棟
東門
特別教室棟
変電設備
テラス
西館
中庭
テラス
西門
調整池
渡り廊下
東棟
中央棟
南教室棟
正門
クリエイトキューブ

別表１　基本計画業務委託の範囲

委　託　内　容		該当印	業　務　概　要
建築	敷地調査・測量等	○	既存建物、工作物、排水設備、電気設備、機械設備等の調査・測量及び図面作成
		○	現状敷地の平面・高低、縦横断面等の調査・測量及び図面作成
		○	（必要な場合）真北測定
	計画に関する調査協議	○	教育内容及び学習環境に関する要件整理及び必要な整備内容の整理
		○	敷地及び周辺状況調査
		○	関係法令の調査、関係官公署との協議、国庫補助条件に関する調査・協議
		○	事業所管局の要望及び施設利用条件の整理、全体スケジュール
		○	京都市公共建築物脱炭素仕様に適合させるための課題・条件整理
		○	上記要望、法令、条件等に基づき、京都市公共建築脱炭素仕様に適合させるための内容・規模の検討
	計画・検討	○	計画の安全性、機能性、意匠、経済性、施工性、構造種別等の比較検討（必要に応じて複数案による検討）
		○	使用材料（性能、耐久性、意匠、実績、市場性）の比較検討（必要に応じて複数案による検討）
		○	耐震検討（耐震性能に影響のある計画の場合）
		○	土砂災害特別警戒区域内における外壁等の構造方法の検討
		—	周辺環境との調和、意匠に関する検討
		○	（必要な場合）計画通知、許認可を所管する処分庁が要求する説明資料の作成、事前協議手続
		○	環境対策・省エネ・省資源の検討
		○	仮設計画（工期別に仮設計画が異なる場合は、工期別に作成する。）
		○	（必要な場合）日影図（付近現況図、等時間・時刻日影図、略立面図）
	配置計画の検討（増築の可能性の検討）	○	（必要な場合）敷地利用計画（法令、配置、工程、概算事業費及び学校運営への影響の検討含む。）
	基本計画説明書の作成	○	基本計画方針（調査・協議・計画・検討のまとめ）
		○	計画概要・基本計画図　等
	工事費概算書の作成	○	種目及び主な科目毎の概算（工事費配分計画を含む。）
	関係法令の申請書の作成	—	データ共
	許認可関係	—	データ共
	透視図	—	Ａ３版（着色）　外観２面、内観２面
電気・機械	敷地調査・測量等	○	【現況図】受変電設備、電灯設備（照明）、弱電設備（火災報知設備・誘導支援設備・テレビ共同受信設備・拡声設備等）の調査・図面作成（配置図・平面図・設置年表） ※計画対象施設及び計画対象施設の改修に影響がある範囲に限る。
		○	【現況図】空調換気・給排水衛生・給湯・消火・ガス設備の調査・図面作成（配置図・系統図・平面図・設置年表） ※計画対象施設及び計画対象施設の改修に影響がある範囲に限る。
	計画に関する調査協議	○	現地調査、企業者協議（電力・電話・ガス・上下水道） 関係法令の調査、関係官公署との協議・条件整理 施設管理者の要望、施設利用条件の整理
		○	京都市公共建築物脱炭素仕様に適合させるための課題・条件整理
	計画・検討	○	設備方式の検討（比較検討を含む。） 技術資料の収集、使用機材の検討 計画数値の検討、主要機器の概算容量の算出
		○	環境対策・省エネ・省資源の検討
		○	維持管理（ＬＣＣ、資格者、法定・自主点検等）の検討
		—	仮設計画（工期別、切回しを含む。）
	配置計画の検討	○	設備方式のフロー 設備スペース、主要機材の配置、主要機器の搬出入経路 他工事との調整
	基本計画説明書の作成	○	基本計画方針（調査・協議・計画・検討のまとめ）
		○	計画概要・基本計画図　等
	工事費概算書の作成	○	設備種目ごとの概算
その他	現行法令適合性の確認と提案	○	詳細は仕様書による

別表３　適用基準図書の一覧

(1) 建　築	
ア　設計指針に関するもの	
(ｱ)　建築基準法，日本建築学会基準等	
(ｲ)　建築設計基準及び同解説	(一社)公共建築協会
イ　設計図書作成に関するもの	
(ｱ)　建築工事設計図書作成基準	(一社)公共建築協会
ウ　各部設計の指針に関するもの	
(ｱ)　京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例（整備マニュアル）	京都市都市計画局建築指導部
(ｲ)　建築構造設計基準	(一社)公共建築協会
(ｳ)　構内舗装・排水設計基準及び同解説	(一社)公共建築協会
(ｴ)　京都市雨水流出抑制施設設置技術基準	京都市上下水道局
エ　設計図書の一部として作成されているもの	
(ｱ)　公共建築改修工事標準仕様書/建築工事編	(一財)建築保全センター
(ｲ)　公共建築工事標準仕様書/建築工事編	(一社)公共建築協会
(ｳ)　木造建築工事標準仕様書	(一社)公共建築協会
(ｴ)　文部科学省建築工事標準仕様書	文部科学省大臣官房文教施設企画部
(ｵ)　建築工事標準詳細図	(一社)公共建築協会
(ｶ)　擁壁設計標準図	(一社)公共建築協会
オ　建築積算に関するもの	
(ｱ)　標準単価使用マニュアル	京都市都市計画局
(ｲ)　公共建築工事積算基準	(一財)建築ｺｽﾄ管理ｼｽﾃﾑ研究所
(ｳ)　公共建築工事積算基準の解説/建築工事編	(一財)建築ｺｽﾄ管理ｼｽﾃﾑ研究所
(ｴ)　建築数量積算基準・同解説	(一財)建築ｺｽﾄ管理ｼｽﾃﾑ研究所
(ｵ)　建築工事内訳書標準書式・同解説	(一財)建築ｺｽﾄ管理ｼｽﾃﾑ研究所
(ｶ)　建築工事見積標準書式/建築工事編	(一財)建築ｺｽﾄ管理ｼｽﾃﾑ研究所
(ｷ)　建設工事標準歩掛	(一財)建設物価調査会
(ｸ)　工事歩掛要覧	(一財)経済調査会積算研究会
カ　耐震診断、耐震改修設計及び土砂災害対策に関するもの	
(ｱ)　既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説	(一財)日本建築防災協会
(ｲ)　既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震改修設計指針・同解説	(一財)日本建築防災協会
(ｳ)　官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説	(一財)建築保全センター
(ｴ)　土砂災害特別警戒区域内の建築物に係る 構造設計･計算マニュアル	(一財)日本建築防災協会
キ　その他	
(ｱ)　京都市公共建築デザイン指針	京都市都市計画局公共建築部
(ｲ)　京都市公共建築物脱炭素仕様	京都市
(ｳ)　確認申請事前調査報告書	京都市都市計画局建築指導部
(ｴ)　京都市版建築法令実務ハンドブック	京都市都市計画局建築指導部
(ｵ)　ＣＡＳＢＥＥ京都について（ＨＰ） URL:https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000152813.html	京都市
(ｶ)　高等学校施設整備指針	文部科学省大臣官房文教施設企画部

※上記資料等は必ず最新版を使用すること。

（適用基準図書の一覧）	
(2)　設　備	
ア　設計指針に関するもの	
(ｱ)　建築設備計画基準	(一社)公共建築協会
(ｲ)　建築設備設計基準	(一社)公共建築協会

(ｳ)　排水再利用･雨水利用ｼｽﾃﾑ計画基準･同解説	(一社)公共建築協会
(ｴ)　官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説	(一社)公共建築協会
(ｵ)　建築設備耐震設計・施工指針	(一財)日本建築センター
(ｶ)　建築設備設計・施工上の運用指針	(一財)日本建築設備・昇降機ｾﾝﾀｰ
(ｷ)　建築物の省ｴﾈﾙｷﾞｰ基準と計算の手引き	(一財)建築環境　省ｴﾈﾙｷﾞｰ機構
(ｸ)　防災設備に関する指針	(一社)日本電設工業協会
(ｹ)　昇降機技術基準の解説	(一財)日本建築設備・昇降機ｾﾝﾀｰ
(ｺ)　給排水設備技術基準	(一財)日本建築センター
(ｻ)　換気・空調設備技術基準・同解説	(一財)日本建築設備・昇降機ｾﾝﾀｰ
(ｼ)　ガス機器の設置基準及び実務指針	(一財)日本ガス機器検査協会
(ｽ)　業務用ガス機器の設置基準及び実務指針	(一財)日本ガス機器検査協会
(ｾ)　浄化槽の構造基準・同解説	(一財)日本建築センター
イ　設計図書作成に関するもの	
(ｱ)　建築設備設計計算書作成の手引き	(一社)公共建築協会
ウ　設計図書の一部として作成されているもの	
(ｱ)　公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	(一財)建築保全センター
(ｲ)　公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	(一社)公共建築協会
(ｳ)　公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	(一社)公共建築協会
(ｴ)　公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）	(一財)建築保全センター
(ｵ)　公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	(一社)公共建築協会
(ｶ)　公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	(一社)公共建築協会
エ　積算に関するもの	
(ｱ)　標準単価使用マニュアル	京都市都市計画局
(ｲ)　公共建築工事積算基準	(一財)建築ｺｽﾄ管理ｼｽﾃﾑ研究所
(ｳ)　公共建築工事積算基準の解説/設備工事編	(一財)建築ｺｽﾄ管理ｼｽﾃﾑ研究所
(ｴ)　建築設備数量積算基準・同解説	(一財)建築ｺｽﾄ管理ｼｽﾃﾑ研究所
(ｵ)　公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）	(一財)建築ｺｽﾄ管理ｼｽﾃﾑ研究所
オ　その他	
(ｱ)　京都市公共建築デザイン指針	京都市都市計画局公共建築部
(ｲ)　京都市公共建築物脱炭素仕様	

※　上表において特記なきものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものを適用すること。

※　上表において特記なきものは、最新版を適用すること。